

福生市財務規則（昭和40年規則第11号）第84条の2の規定により、1件5万円未満の物品の購入契約及び1件10万円未満のその他の契約については、各課の庶務担当係において処理されているが、見積書の徴取については、なるべく二人以上から見積書を徴さなければならない。となっているが、今回監査したところ、一人の見積書で購入されているものが見受けられたので、今後はこのようなことのないよう留意されたい。

(2) 貸与被服について

貸与被服の管理については、概ね適正に事務処理されていると認められる。

なお、入場者整理のため、めだつようにと赤又は黄のジャンパーを私費で購入し、年間200日ぐらい着用しているとのことであった。これは職務の執行上必要な被服と思われるので、福生市職員被服貸与規定（昭和49年訓令第2号）の目的に沿った方向で対策を講ずるよう検討されたい。

4. 市民会館・公民館事務について

市民会館・公民館事務については、総体的にみて概ね適正に事務処理されていると認められるが、なお、是正改善について検討を要するものが見受けられたので、若干の意見を付し概要について記述する。

なお、市民会館・公民館の利用件数は別表2、利用者数は別表3、使用料は別表4のとおりである。

(1) 使用料金の保管について

使用料については、使用許可書を交付する時に徴収している。毎日の収入は、金銭出納員取扱金日報で処理され、耐火金庫に一時保管されて

おり、毎週水曜日に金融機関が集金に来ることになっている。

使用料は、1日約10万円になり、一週間では60万円前後と試算される。

現金の保管は、最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならないとされており、公金の有効利用 或は盗難等事故の危険もあることから一時保管の日時を短縮できるように関係金融機関と協議されたい。

(2) 幼児教室の公費負担について

幼稚園や保育園に就園していない幼児とその親を対象とする幼児教室は、核家族化により幼児が近隣の仲間と遊ぶ機会が失われる傾向にあることから公民館或は分館（松林、白梅会館）で仲間をつくり社会性の基礎を養うことを目的としている。

以下その幼児教室の内容等について述べ、公費負担のあり方を考察してみたい。

① 募集

市の広報、お知らせで親と幼児それぞれ1グループ10名又は15名を募集する。この場合、公民館主催のときは公民館、自主グループのときは責任者に申し込むこととなっており、今年度の募集状況は次のとおりである。

広報等掲載日	グループ名及び募集数(名)	主催別
56. 4. 15	あゆみ5. つみぎ5. てづくり10. こーらす10. ひだまり15	自主グループ
5. 25	幼児教育学級と幼児教室 親と子それぞれ15	公民館
10. 15	ヤングミセスの教室、親と子それぞれ15	"

現在11グループで幼児数は150名であるが、募集数は75名であった。

② 幼児教室と親の学習

幼児教室は公民館又は分館で専門家（保母又は幼稚園教諭の資格取得者）が中心となって教室を進める場合と親がリーダーとなって教室を進める場合とがある。一方親は各グループの目的に従い、講師或はグループからリーダーを選び自主的に親の学習を進める。

③ 幼児教室の回数と費用

別表5のように年間の回数は17回（1日2時間を1回）から42回と、グループによってばらつきがあり、そのうち幼児教室は10回から20回で、これに対し保母賃金が公費負担とされ、不足する賃金と、教材費及びおやつ代が私費負担である。

④ 自主グループ

公民館事業で開設した婦人学級等を終了した者の集りで、公民館としては講師等の紹介、会場の貸与など援助をしているが費用は私費負担である。ただし、幼児教室の保母賃金は公費負担となっている。

以上のことから保母賃金の監査を実施した結果、次の点については是正或は公費の支出に留意されたい。

（ア）毎年度新規に募集されたい。

幼児教室の定数150名に対し、広報等で募集したのは75名で残りの75名は前年度から引続き在籍していたため募集できなかったものと推察される。教室の回数からみて一年度で十分消化できるので、毎年度新規に募集し、より多くの市民に参加の機会を与えるように留意されたい。

（イ）開設回数を統一されたい。

幼児教室はその目的に従いある程度の指導基準があり、定められた期間内に終了するものと思われるのに、10回のグループもあれば15回或は20回のグループもあってまちまちである。他の公民館事業による講座、学習等と同じように統一すべきで、同一事業に対し公費負担に薄厚があるのは適当でない。ここに各グループ共10回で終了したものとして保母賃金を算出してみると567千円で済むことになる。

（算式）

定数	15名	10名
グループ数	8グループ	3グループ
回数	10回	10回
保母（幼児5名に付1名）	3名	2名
賃金（保母1名に付）	1,890円	1,890円
$(8 \times 10 \times 3 \times 1,890) + (3 \times 10 \times 2 \times 1,890) = 567,000円$		
.....（予算額 1,021,000円）		

（ウ）公費負担の区分を明確にされたい。

公民館が主催する事業で婦人学級と併設する幼児教室は、親の学習目的から推して公費負担は已むを得ない。しかし自主グループのなかには親の学習を満たすために設けられた幼児教室もあるようなので、これらについての保母賃金は私費負担とするのが適当である。

公民館事業も、年々その種類もふえ、市民の教養の向上又は生活文化の振興に大きく寄与していることは、まことに結構である。これも生涯学習という市民意識の変化、或は公民館などコミュニティ施設などの「場」が整備されたこと、更に担当している職員の熱意と努力のおかげであると思う。

監査の対象期間（４月１日～１１月末日）における講座、教室等は３１種目を数え、これを消化するのに８３６回も開かれ、７,３９３人が参加している。

このなかには、先程の幼児教室もあり、少年、青年、婦人、成人及び高令者と、その対象也多岐多彩に亘っていて、今更ながら社会教育の広がりを認識するものであるが、内容によっては、特定個人の趣味とか実益にも結びつくようなものまでも、公費を負担していることについて、あらためて検討されるよう要望する。

(3) 主催事業入場券の取扱いについて

本年度の主催事業は年４回計画されており、監査範囲の１１月３０日現在落語鑑賞会が１回実施され、６５,０５０円の入場料収入があった。この入場料の調定額について券の売捌状況等につき確めたところ、整理不備のため照合することができなかった。これからは、券の発行数と販売数及び残数が合致するよう工夫すると共に、券の発行を検収する業務と、売捌きを担当する業務を分け、相互に牽制をはかることも必要であると思う。

(4) 保守管理の業務委託について

施設及び設備等の保守管理の業務委託のうち、市民会館総合管理委託料１４,７８４千円は、清掃、警備、貯水槽清掃など１５種目を一括して（株）東建社と契約している。この中で水質検査（年２回）１０４千円については、木村熱経済研究所名で館長宛に結果報告書の提出がされていたが、この種の契約は、有資格者と直接結ぶよう留意されたい。

次に、電気保安業務については、関東電気保安協会と委託契約を結んでいるが、点検報告に「キューピクルビット内に浸水がある」との指摘

を受けているので、早急に改修するようにされたい。

5. 備品の管理状況について

備品の管理については、台帳も整備され、現物と照合したが、特に指摘する事項は見受けられなかった。

別表 1.

予算の執行状況に関

歳 入

款 項 目	予 算 現 額			調 定 額
	予 算 額	繰越事業繰越 財源充当額	計	
8. 使用料及び手数料	101,466,000	0	101,466,000	92,649,188
1. 使 用 料	70,487,000	0	70,487,000	67,090,508
3. 教育使用料	35,751,000	0	35,751,000	30,517,875
15. 諸 収 入	811,889,000	0	811,889,000	338,663,856
5. 雑 入	628,889,000	0	628,889,000	306,892,122
1. 雑 入	628,889,000	0	628,889,000	306,892,122

歳 出

款 項 目	予 算 現 額			支 出 済 額
	予 算 額	繰越事業費 繰 越 額	計	
10. 教 育 費	338,646,200	199,350,000	358,581,200	1,974,327,631
5. 社会教育費	369,708,000	77,946,000	447,654,000	283,766,591
4. 市民会館管理費	112,348,000	0	112,348,000	57,923,161
5. 公民館管理費	47,103,000	0	47,103,000	27,683,235

する調（一般会計）

（市民会館・公民館所管分）

単位：円

収入済額	収 入 率		説 明
	予算対比 (%)	調定対比 (%)	
75,201,998	74.1	81.2	市民会館使用料 公民館使用料
52,670,978	74.7	78.2	
29,371,365	82.6	96.2	
337,921,406	41.6	99.8	市民会館主催事業入場料 食堂光熱水費 赤電話使用料 新聞売払金
306,241,009	48.7	99.8	
306,241,009	48.7	99.8	

単位：円

予算残額	執行率 (%)	翌年度 繰越額	説 明
1,611,484,369	55.1	0	
163,887,409	63.4	0	
54,424,839	51.6	0	
19,419,765	58.9	0	

別表 2.

市民会館・公民

施設名			月別		4			5			6			7		
			区 分		有	減	総	有	減	総	有	減	総	有	減	総
			料	免	数	料	免	数	料	免	数	料	免	数		
市 民 会 館	ホ ー ル	大 ホ ー ル	30 ^件	0 ^件	30 ^件	33 ^件	0 ^件	33 ^件	37 ^件	0 ^件	37 ^件	36 ^件	0 ^件	36 ^件		
		小 ホ ー ル	26	0	26	19	0	19	21	0	21	37	0	37		
		小 計	56	0	56	52	0	52	58	0	58	73	0	73		
	集 会 室 等	リハーサル室	14	0	14	14	0	14	4	2	6	17	0	17		
		第 1 集会室	15	18	33	13	24	37	14	30	44	6	30	36		
		第 2 "	22	26	48	14	28	42	15	33	48	7	33	40		
		第 3 "	20	33	53	18	36	54	8	28	36	7	43	50		
		第 4 "	20	20	40	11	23	34	9	20	29	13	19	32		
		第 5 "	31	15	46	19	18	37	19	16	35	25	16	41		
		第 6 "	18	13	31	7	20	27	12	24	36	5	24	29		
		第 7 "	3	11	14	6	19	25	12	23	35	3	25	28		
		第 8 "	14	3	17	24	7	31	27	6	33	13	8	21		
		展 示 室	0	0	0	0	0	0	0	16	16	0	7	7		
		計	213	139	352	178	175	353	178	198	376	169	205	374		
公 民 館	館	調 理 室	0	16	16	0	21	21	0	19	19	0	17	17		
		美 術 室	0	44	44	0	28	28	0	34	34	0	28	28		
		音 楽 室	0	29	29	0	27	27	0	25	25	0	27	27		
		視 聴 覚 室	0	22	22	0	31	31	0	29	29	0	24	24		
		児 童 室	14	11	25	14	18	32	10	22	32	16	17	33		
		計	14	122	136	14	125	139	10	129	139	16	113	129		
合 計			227	261	488	192	300	492	188	327	515	185	318	503		

館の利用件数

8			9			10			11			合 計		
有 料	減 免	総 数	有 料	減 免	総 数	有 料	減 免	総 数	有 料	減 免	総 数	有 料	減 免	総 数
18 ^件	0 ^件	18 ^件	38 ^件	0 ^件	38 ^件	31 ^件	0 ^件	31 ^件	51 ^件	0 ^件	51 ^件	274 ^件	0 ^件	274 ^件
16	0	16	28	0	28	16	0	16	34	0	34	197	0	197
34	0	34	66	0	66	47	0	47	85	0	85	471	0	471
6	0	6	18	7	25	6	8	14	4	19	23	83	36	119
7	14	21	8	28	36	1	35	36	4	32	36	68	211	279
4	20	24	5	38	43	0	39	39	2	38	40	69	255	324
4	33	37	10	36	46	5	45	50	2	44	46	74	298	372
3	15	18	11	26	37	20	31	51	6	39	45	93	193	286
5	15	20	13	14	27	18	25	43	6	28	34	136	147	283
0	12	12	8	30	38	7	33	40	2	30	32	59	186	245
0	12	12	6	30	36	5	31	36	0	27	27	35	178	213
2	6	8	7	4	11	14	10	24	6	21	27	107	65	172
3	21	24	0	0	0	5	12	17	0	9	9	8	65	73
68	148	216	152	213	365	128	269	397	117	287	404	1,203	1,634	2,837
0	13	13	0	14	14	0	26	26	3	21	24	3	147	150
0	33	33	0	36	36	0	47	47	0	14	14	0	264	264
4	28	32	2	24	26	0	33	33	0	31	31	6	224	230
2	24	26	0	21	21	5	16	21	0	26	26	7	193	200
2	10	12	0	21	21	0	20	20	0	25	25	56	144	200
8	108	116	2	116	118	5	142	147	3	117	120	72	972	1,044
76	256	332	154	329	483	133	411	544	120	404	524	1,275	2,606	3,881

別表 3.

市民会館・公民

施設名			月 別	4	5	6	7
市 民 会 館	ホ ル	大 ホール	6,575 ^人	7,390 ^人	17,003 ^人	10,700 ^人	
		小 ホール	2,443	2,400	1,810	3,710	
		小 計	9,018	9,790	18,813	14,410	
	集 会 室 等	リハーサル室	145	160	120	210	
		第1集会室	289	316	259	281	
		第2 "	655	549	524	538	
		第3 "	928	936	612	1,006	
		第4 "	460	550	420	580	
		第5 "	1,320	1,265	905	1,535	
		第6 "	210	263	286	264	
		第7 "	131	214	240	226	
		第8 "	95	180	163	98	
		展 示 室	0	0	125	75	
	計	13,251	14,223	22,467	19,223		
公 民 館	調 理 室	197	312	262	209		
	美 術 室	180	87	153	162		
	音 楽 室	325	372	363	388		
	視 聴 覚 室	525	444	361	303		
	児 童 室	310	425	461	529		
	計	1,537	1,640	1,600	1,591		
合 計			14,788	15,863	24,067	20,814	

館 の 利 用 人 員

8	9	10	11	合 計
4,625 ^人	9,520 ^人	12,228 ^人	18,700 ^人	86,741 ^人
1,125	2,810	1,690	3,532	19,520
5,750	12,330	13,918	22,232	106,261
60	270	160	740	1,865
131	253	311	368	2,208
342	592	520	637	4,357
785	814	810	984	6,875
280	500	800	773	4,363
830	995	1,555	1,332	9,737
108	374	407	464	2,376
107	329	372	365	1,984
59	90	133	193	1,011
255	0	220	300	975
8,707	16,547	19,206	28,388	142,012
166	88	234	247	1,715
106	157	280	135	1,260
419	386	531	544	3,328
302	291	365	439	3,030
140	300	305	240	2,710
1,133	1,222	1,715	1,605	12,043
9,840	17,769	20,921	29,993	154,055

別表 4.

市民会館・公

施設名		月 別	4	5	6	7
市 民 会 館	ホ ル	大 ホール	640,500 ^円	1,619,960 ^円	977,800 ^円	1,187,700 ^円
		附属 備 品	700,350	988,600	345,750	841,150
		小 計	1,340,850	2,608,560	1,323,550	2,028,850
		小 ホール	281,800	198,940	192,700	130,500
		附属 備 品	120,400	104,900	151,400	393,150
		小 計	402,200	303,840	344,100	523,650
	集 会 室 等	リハーサル室	8,400	11,600	3,600	9,200
		第 1 集会室	6,250	8,200	1,400	2,000
		第 2 〃	20,070	15,600	5,100	4,400
		第 3 〃	19,100	11,400	3,600	10,500
		第 4 〃	17,200	10,000	10,800	3,600
		第 5 〃	57,000	59,000	66,000	13,000
		第 6 〃	3,400	8,600	1,200	2,200
		第 7 〃	2,200	7,400	1,000	2,200
		第 8 〃	4,900	5,900	5,300	1,900
		展 示 室	0	0	0	4,400
		計	1,881,570	3,050,100	1,765,650	2,605,900
		公 民 館	調 理 室	0	0	0
美 術 室	0		0	0	0	
音 楽 室	0		0	0	0	
視 聴 覚 室	0		0	0	3,000	
児 童 室	13,200		10,470	16,500	2,100	
計	13,200		10,470	16,500	5,100	
合 計		1,894,770	3,060,570	1,782,150	2,611,000	

民館の使用料

8	9	10	11	合 計
1,303,500 ^円	1,261,900 ^円	1,559,100 ^円	706,830 ^円	9,257,290 ^円
457,300	911,450	583,000	401,600	5,229,200
1,760,800	2,173,350	2,142,100	1,108,430	14,486,490
139,400	204,600	402,500	158,800	1,709,240
58,500	123,650	69,300	114,150	1,135,450
197,900	328,250	471,800	272,950	2,844,690
15,600	9,600	6,400	0	64,400
3,700	1,100	1,300	1,700	25,650
8,000	0	900	3,900	57,970
10,500	13,200	900	2,700	71,900
9,200	18,400	11,600	2,800	83,600
38,000	46,000	11,000	7,000	297,000
2,800	4,400	2,400	1,800	26,800
1,600	3,200	1,200	600	19,400
1,800	2,600	2,100	4,100	28,600
0	7,150	495	0	12,045
2,049,900	2,607,250	2,652,195	1,405,980	18,018,545
0	0	0	3,300	3,300
0	0	0	0	0
6,000	1,200	0	0	7,200
0	8,400	540	0	11,940
0	0	0	2,100	44,370
6,000	9,600	540	5,400	66,810
2,055,900	2,616,850	2,652,735	1,411,380	18,085,355

別表 5.

幼 児 教 室 実

幼児グループ名	幼児数	回数	保母員数	保母賃金公費分	
				員数	金額
あじさい	15 ^名	32 ^回	108 ^名	62 ^名	117,180 ^円
ふれんどしっぷ	15	31	102	58	109,620
てづくり A	10	20	40	23	43,470
てづくり B	10	18	38	22	41,580
つみき	15	40	120	68	128,520
こおらす	10	42	103	59	111,510
あゆみ	15	38	122	70	132,300
なかよし	15	37	103	59	111,510
家庭教育学級	15	19	53	30	56,700
ひだまり	15	33	98	56	105,840
やんぐミセスの教室	15	17	57	33	62,770
計	150	327	944	540	1,021,000

(注) 1. 保母賃金私費分は各種教材費、おやつ代及び賃金の合計である。

2. 親の学習欄中、自主グループは婦人学級等終了した者の自主的な

施 見 込 表

保母賃金私費分		親の学習
員数	金額	
46 ^名	120,000 ^円	幼児教育学級(公民館事業)
44	116,250	日米婦人文化交流事業(公民館事業)
17	50,000	調理教室(自主グループ)
16	45,000	" (")
52	150,000	幼児の成長と親の役割(自主グループ)
44	105,000	コーラス(自主グループ)
52	142,500	幼児の成長と親の役割(自主グループ)
44	138,750	" (")
23	71,250	家庭教育学級(公民館事業)
42	123,750	子供の成長と発達(自主グループ)
24	63,350	ヤングミセスの教室(公民館事業)
404	1,125,850	

集りである。

写

福企企発第 774 号

昭和 57 年 5 月 31 日

福生市議会議長 末 次 性 男 殿

福生市長 田 村 匡 雄

昭和 56 年度福生市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

このことについて、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により、次のとおり報告します。

昭和 56 年度福生市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
			円	円	円	円	円
8 土木費	2 都市計画費	西住宅地区周辺排水路整備事業 （シールド部 その 3）	378,900,000	378,900,000		国庫支出金 300,000,000 その他 65,061,000	138,390,000

写

福企企発第 775 号

昭和 57 年 5 月 31 日

福生市議会議長 末次性男 殿

福生市長 田村匡雄

昭和 56 年度福生市下水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告について

このことについて、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により、次のとおり報告します。

昭和 56 年度福生市下水道事業会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
			円	円	円	円	円
2 事業費	1 下水道整備費	西住宅地区周辺排水路整備事業負担金 (シールド部 その 3)	65,061,000	65,061,000			65,061,000